

令和8年度 第1回 芦屋町地域公共交通活性化協議会
意見要旨

日時：令和8年5月25日（月） 14：00～15：00

場所：芦屋町役場 3階 31会議室

■芦屋町地域公共交通活性化協議会

<出席者>

会長	吉永 博幸	芦屋町副町長
副会長	内田 晃	北九州市立大学 副学長兼地域戦略研究所所長
委員	永松 靖二	九州運輸局福岡運輸支局長（代理出席：野中 綾介 首席運輸企画専門官）
委員	安成 健一郎	福岡県企画・地域振興部 交通政策課 課長補佐
委員	片渕 智彰	福岡県北九州県土整備事務所 企画班 地域整備主幹
委員	堀江 良仁	折尾警察署 交通第一課交通規制係長
委員	貞包 健一	（一社）北九州タクシー協会 折尾地区会長
委員	野添 好弘	ひびきタクシー（有）代表取締役
委員	肥塚 秀夫	北九州市交通局 総務経営課長
委員	三浦 弘光	北九州市交通局 労働組合執行委員長
委員	宗岡 卓也	遠賀町役場 都市計画課長
委員	石川 智雄	芦屋町区長会 顧問
委員	原崎 功典	芦屋町議会 議員
委員	溝上 竜平	芦屋町企画政策課長
事務局長	新開 晴浩	芦屋町環境住宅課長
事務局員	艶島 亮	芦屋町環境住宅課地域振興・交通係長
事務局員	竹石 好孝	芦屋町環境住宅課地域振興・交通係主査

<配布資料>

- ・議事次第
- ・会議資料
- ・芦屋町地域公共交通活性化協議会規約
- ・芦屋町地域公共交通活性化協議会財務規程
- ・芦屋町地域公共交通活性化協議会名簿

◆意見要旨

1. 開会あいさつ

2. 報告

(1) 芦屋タウンバス・芦屋町巡回バス事業報告

(事務局が説明)

事務局	(1) 芦屋タウンバス事業 芦屋タウンバスの令和7年度利用者数は103,794人となり、令和6年度から利用者数が2,229人増加している。 新型コロナウイルス感染症の影響以前である、令和元年度の110,007人がこれ
-----	--

	<p>までの利用者数最高値となっており、コロナ禍で減少していたがピーク時に戻りつつある状況である。</p> <p>次に令和7年度歳入額は29,566,181円である。令和6年度歳入額は28,408,261円となり、約115万円の増額となる。</p> <p>芦屋タウンバスでは令和5年2月末に導入して以降、交通系ICカード利用による支払が段階的に高まっており、キャッシュレス化についてはある程度は浸透したことが読み取れる。</p> <p>(2) 芦屋町巡回バス事業</p> <p>芦屋町巡回バス事業について、路線については、令和2年度から変わりなく、3路線を継続運行している。</p> <p>なお、芦屋町巡回バスは、60歳以上の人と、障がい者及び介添者、妊婦が無料で利用可能な福祉バスとなる。</p> <p>利用目的としては主に、通院・買い物、老人憩の家利用などが挙げられる。</p> <p>令和7年度利用者数は41,006人、令和6年度は利用者数が625人増加している。</p> <p>運行は3台で行い、予備車1台と合わせ4台体制としている。令和7年度利用者の積み残しは発生していない。</p> <p>また、車両については、現在運行しているものと同サイズの車両を令和7年度末までに購入し、経年劣化が進んでいる車両1台を廃車する予定だったが、入荷が遅れており、令和8年6月30日までの納品となるよう変更契約を実施している。</p>
委員	<p>芦屋タウンバスも巡回バスも順調に利用が伸びている。コロナ禍以降の谷を脱してから毎年伸びてきている状況だが、何か要因は分析されているのか。</p>
事務局	<p>具体的な要因の分析はできていない。バス停毎の乗降状況の把握ができるようになったので、利用者が増えたバス停などから、要因を分析していきたいと考えている。</p> <p>また、秋に砂像展を開催した際、過去最高の入場者数を記録しており、それに伴い芦屋タウンバスの利用者数が伸びているのではないかと推察される。</p> <p>巡回バスについては、コロナ禍も過ぎマスクをしている人が減っている状況下で、過密状態を気にされる人が少なくなったことが増加要因ではないかと考えられる。</p>

3. 議題

(1) 令和7年度芦屋町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算書(案)

事務局	<p>令和7年度芦屋町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算書(案)について説明する。</p> <p>令和7年度歳入として国補助金、町負担金があった。</p> <p>国からは、令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金として芦屋タウンバス中央病院・遠賀川駅線及び、はまゆう・遠賀川駅線の運行費3,129,000円</p>
-----	---

	<p>とタウンバス車両購入に対する車両減価償却費補助 1982000 円の合わせて 5,201,000 円を補助頂いている。町からは会議開催時の委員報酬・費用弁償として、174,640 円の負担金交付があった。</p> <p>収入に関連し 337 円の預金利息が発生している。</p> <p>次に歳出について説明する。</p> <p>令和 7 年度は 2 回の会議を開催し、委員報酬・費用弁償及び若松税務署への源泉徴収税支払を行った。同費用は令和 7 年度町負担金から充てている。</p> <p>また、国からの補助金 5,201,000 円はタウンバス運行事業費の一部として町の一般会計へ支出している。</p> <p>委員報酬・費用弁償の支払いに関連し、振込手数料が令和 6 年 10 月から公金振込手数料の有料化に伴い発生するようになっており、こちらの費用も町負担金から充てている。</p> <p>返還金については、預金利息及び会議費用である委員報酬・費用弁償の支出残額を合わせ町に返還している。</p> <p>歳入額 5,375,977 円、歳出額 5,375,977 円、差し引き 0 円となる。</p>
	<p>本内容について、承認された。</p>

【議題】

(2) 令和 7 年度監査報告

(監事が説明)

	<p>本内容について、承認された。</p>
--	-----------------------

(3) 令和 8 年度芦屋町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算書（案）

<p>事務局</p>	<p>令和 8 年度芦屋町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算書（案）について説明する。</p> <p>令和 7 年度予算と同様に、歳入として、令和 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金と町負担金を計上している。</p> <p>歳入の国補助金、7,023,000 円をご覧いただきたい。</p> <p>こちらの内訳として、まず 1 つ目、フィーダー補助と書かれているものは、芦屋タウンバスのうち山鹿部の路線である中央病院線及びはまゆう線の 2 つの路線の補助となる。2 つ目が車両購入減価償却費補助となる。</p> <p>また、国の補助については、10 月から翌年 9 月の計画期間となる。</p> <p>このため、今回計上している車両購入減価償却費補助金については、令和 5 年度に購入した車両に対する 3 年目の補助及び令和 7 年度に購入した車両の 2 年目の補助の 2 点が計上されるものとなる。</p> <p>町負担金について、前年度は委員報酬・費用弁償のみが町負担金として収受していたが、今年度は委員報酬費用弁償分で 175,000 円、地域公共交通計画策定業務予算として 7,502,000 円の収入を予定している。</p> <p>次に歳出をご覧いただきたい。</p> <p>昨年度と同様、国補助金と同額分、町一般会計予算に支出し、町負担金については、会議参加委員の委員報酬と費用弁償、地域公共交通計画策定業務委託料に</p>
------------	--

	充てる形で計上している。
	本内容について、承認された。

(4) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金申請に係る地域公共交通計画（案）について

事務局	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金申請に係る地域公共交通計画（案）について説明する。</p> <p>同計画については、芦屋タウンバスの路線運行経費補助及び車両減価償却費補助に係る国補助金を受けるため、本協議会において承認を受け、国に提出するものとなる。国から補助を受けるにあたり、協議会に諮ったうえで提出する必要があるものとなる。</p> <p>なお、数値目標を記載しているが、先ほど述べたとおり計画期間の開始月が10月から翌年9月までとなる。このため、芦屋タウンバスの利用状況報告でお伝えした年度の利用者数とは数値が異なる。</p> <p>昨年度から変更となった箇所について説明する。</p> <p>利用者数に係る目標・効果の評価手法及び測定方法についてご覧いただきたい。</p> <p>昨年度計画まで同欄は利用者満足度と記載していた。定量的な目標・効果として利用者数値を記載しながら、その評価手法及び測定方法について、利用者満足度とするよりも、目標数値の到達及び数値維持・確保がなされているかを評価手法とする方がより適切だと事務局で判断し、記載を改めた。</p> <p>次に車両の取得に係る定量的な目標・効果についてご覧いただきたい。</p> <p>こちらについても、昨年度計画では利用者満足度のパーセントを定量目標としていた。車両の取得に係る目的は、修繕が毎年度発生しており、利用者の安全の確保及び安定した輸送を確保することが目的であることから、こちらについても軽微な修繕を除く修繕回数の減少を新たな目標・効果として定めている。</p> <p>次に協議会の開催状況と主な議論をご覧いただきたい。</p> <p>現在、令和8年1月9日に昨年度第2回の書面会議で承認された芦屋町地域公共交通確保維持事業評価承認までを記載している。</p> <p>こちらについては、今回の会議承認後、令和8年5月25日地域公共交通計画承認の文言を追加させていただくものとなる。</p>
委員	九州運輸局とのやり取りの中で多少の修正が発生する場合もあると思うが、その点については事務局に一任する形で良いか。
会長	委員から出た意見も含めて承認ということで良いかお伺いする。
	本内容について、承認された。

(5) 自家用有償運送登録の更新について

事務局	<p>自家用有償旅客運送の登録更新について、説明する。</p> <p>芦屋タウンバスは、芦屋町が車両を購入し、運行は北九州市交通局に委託する自家用有償旅客運送という方式を取っている。道路運送法第79条では、「自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。」と定められている。</p> <p>更新については3年に1回となる。前回の更新登録を令和5年9月に行ってお</p>
-----	---

	<p>り、本年 9 月が登録の有効期間となる。更新登録の申請にあたり、地域公共交通活性化協議会において、市町村運営による有償運送を行う必要がある旨の承認を頂く必要がある。</p> <p>については、記載した内容のとおり、引き続き市町村運営による有償運送を行うため、ご承認をお願いする。</p>
	<p>本内容について、承認された。</p>

(6) 芦屋町地域公共交通計画策定に係るスケジュールについて

事務局	<p>芦屋町地域公共交通計画策定に係るスケジュールについて、説明する。</p> <p>芦屋町地域公共交通計画策定業務委託仕様書をご覧いただきたい。</p> <p>目的の欄を読み上げさせていただく。</p> <p>芦屋町が目指すべき将来像とともに、その中で地域公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、地域公共交通の活性化及び利用促進に向けた取組の方向性を示すため、地域公共交通の活性化及び再生に関する第 5 条に規定される「地域公共交通計画」の策定を行うことを目的とする。</p> <p>現在運行している芦屋タウンバス及び芦屋町巡回バスの運行内容について、頂戴したご意見によっては抜本的な見直しに取り組むものとなる。</p> <p>全体スケジュールについては、資料をご覧いただきたい。</p> <p>昨年度のうちに計画策定業務委託に係る見積を複数事業者から貰い、予算化をしており、7 月頃には契約締結を行う予定としている。</p> <p>その後計画策定に必要となるデータを集め、計画素案を作成し、12 月頃に審議いただく予定としている。最終的には修正等含め、3 月中旬から下旬に計画書が完成する予定となる。</p> <p>芦屋町地域公共交通計画策定に係るスケジュールについては以上となる。</p>
委員	<p>事業者決定の方法はプロポーザルなのか。</p>
事務局	<p>令和 3 年度計画策定時の決定方法は、提出された見積書において最も安価だった事業者に委託する方式としていたため、今回においても同様の方法で進めたいと考えている。</p>
	<p>本内容について、承認された。</p>

(7) 芦屋タウンバス運賃改定に係るこれまでの改定状況及び令和 9 年度運賃（案）について

会長	<p>本議案については、北九州市営バスの運賃値上げ、諸経費の高騰などによる芦屋タウンバスの収支率の悪化を踏まえ、見直しを提案する予定としていた。</p> <p>しかし、生活物価の上昇が止まらず、現状では、住民負担を強いる状況ではないと熟慮し、引き続き検討事項としていきたい。</p> <p>したがって、現状を理解していただくため、事務局からは芦屋タウンバスの状況だけ説明を行う。</p>
事務局	<p>芦屋タウンバスのこれまでの状況について、平成 17 年 4 月 1 日から芦屋タウンバスの運行を開始し、直近の改定については令和元年度となっている。</p> <p>現状の収支状況を令和元年度から令和 7 年度まで表に掲載している。表の数値</p>

	<p>は国からの補助金は除外し、歳入には運賃収入、歳出には運行業務委託料を掲載している。</p> <p>令和元年度において、収支率は約 50%あったが、令和 7 年度は収支率が 30%となっている。新型コロナの影響で利用者数が下がったことにより運賃収入が減り、その後回復状況にあるが、人件費等各種値上がりしており、運行経費が上がっていることから歳出が増えているものとなる。</p> <p>また、令和 7 年度を基準として北九州市営バスと同じく 50 円値上げした場合のシミュレーションも掲載している。</p> <p>最後に、芦屋タウンバスの利用促進のため、広報あしやにおいて利用の呼びかけを令和 8 年 3 月と 6 月に掲載している。</p>
会長	<p>芦屋タウンバスの運賃改定に係るこれまでの状況について事務局から説明があった。50 円を上げるというのも一つの方法ではあるが、もう一度経過を見ようということで、先ほど申し上げたとおり、熟慮した上で 1 年伸ばしていこうという考えである。ご意見があればお願いしたい。</p>
委員	<p>今回の運賃据え置きについて、町民生活を守る大変意義のある判断ではないかと思っている。提案を受け止めて、評価したいと考えている。</p> <p>今後も町民が利用していただきやすい、持続可能なタウンバスを目指していただきたい。</p>
会長	<p>伸ばすといっても、いわゆる減収をどうするかというところは、芦屋町として負担していくことになると考えており、ご理解をいただければと思う。</p> <p>また、原案については、今後も引き続き課題として考えているため、事務局含め検討し、その時にはご提案をさせていただき審議していただくということとなる。</p>

4. その他

5. 閉会